

改正案

現行

<p>（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止） 第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）に該当する金融機関（令第二条の二第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。）の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六及び第二百一一条において同じ。）又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合） 第二百一十一条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。以下同じ。）が、法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅（居住の用に供する建物）事</p>	<p>（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止） 第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）に該当する金融機関（令第二条の二第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。）の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六において同じ。）又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>（新設）</p>
---	---

業の用に供するものを除く。)をいう。次条において同じ。)の建設、購入又は改良(これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。)に係る債務の返済に充てられるもの(当該保険契約に係る保険金の額が当該債務の残高と同一であるものであって、当該保険契約の保険者が当該銀行等の子会社であるもの又は当該銀行等を子会社とする持株会社の子会社であるもの)に限る。第二百十一条の三第一項において「住宅関連信用生命保険契約」という。)の締結の代理又は媒介を行うこと。

二 銀行等が、次に掲げる措置(次条及び第二百十一条の三において「非公開情報保護措置」という。)を講じていること。

イ その行う業務(保険募集に係るものを除く。)に際し知り得た顧客に関する非公開情報(当該銀行等の取締役若しくは監査役又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引、資金の借入れ等に係る情報その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。)が保険募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意がある場合を除き、当該非公開情報を保険募集に利用されないことを確保するための措置

ロ その行う保険募集に際し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に係る業務以外の業務に利用されることにつき事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意がある場合を除き、当該非公開情報を保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

2| 前項第一号の保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容及び関連性が高く、かつ、当該特約に係る保険料及び保険金の額が

当該保険契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもの
なければならぬ。

(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場
合)

第二百十一条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣
府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する
場合とする。

一 銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うこ
と。

イ 保険契約期間が一年を超える火災保険契約のうち、その保険
の目的である住宅の建設、購入又は改良(これらに付随する土
地又は借地権の取得を含む。)のための資金の全部又は一部と
して銀行等からの借入金が充当されているもの又は当該保険
契約に附帯して締結される地震保険契約(地震保険に関する法
律第二条第二項に規定する地震保険契約をいう。)(第二十
一条の三第一項において「住宅関連長期火災保険等契約」とい
う。)

ロ 法第三条第四項第二号(同号ロに掲げるものに限る。)(又は
同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保
険金が住宅の建設、購入又は改良(これらに付随する土地又は
借地権の取得を含む。)(に係る債務の返済の支援に充てられる
ことを目的として保険契約者又は被保険者の所得を補償する
もの)第二百十一条の三第一項において「住宅関連債務返済支
援保険契約」という。)

(新設)

<p>八 法第三条第四項第一号若しくは同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間に発生した事由に関し保険金が支払われるもの又は同項第三号に掲げる保険に係る契約(第二百十一条の三第一項において「海外旅行傷害保険契約」という。)</p> <p>二 銀行等が、非公開情報保護措置を講じていること。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第一号の保険契約に付される保険特約について準用する。</p> <p>(銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合)</p> <p>第二百十一条の三 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 銀行等が、次に掲げる保険契約の締結の媒介を行うこと。</p> <p>イ 住宅関連信用生命保険契約</p> <p>ロ 住宅関連長期火災保険等契約</p> <p>ハ 住宅関連債務返済支援保険契約</p> <p>ニ 海外旅行傷害保険契約</p> <p>二 銀行等が、非公開情報保護措置を講じていること。</p> <p>2 第二百十一条第二項の規定は、前項第一号の保険契約に付される保険特約について準用する。</p> <p>(保険仲立人が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(保険仲立人が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)</p>	

<p>第二百十一条の四 (略)</p> <p>(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)</p> <p>第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が自らが行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為</p>	<p>第二百十一条 (略)</p> <p>(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)</p> <p>第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 保険契約</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～4（略）</p>

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 保険契約</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3（略）</p>

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十五条の四 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保険契約</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十五条の四 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保険契約</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保険契約</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>